

令和3年 No.47

○国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

文書決裁に係る専決の見直し，現行の取扱いに即した内容に整理すること及び字句修正に伴い，
所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年9月8日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和3年規則第30号

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：文書決裁に係る専決の見直し、現行の取扱いに即した内容に整理すること及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
(専決) 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁は、同表専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。			(専決) 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁は、同表専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。		
〔省略〕			〔省略〕		
別表第2 (共通)			別表第2 (共通)		
事 項	名義者	専決者	事 項	名義者	専決者
(1)～(11) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	(1)～(11) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
(12) 超過勤務命令、休日勤務命令、特殊勤務命令、旅行命令、出張報告及び用務外出に関する文書	学 長	部局の長又は附属学校長	(12) 超過勤務命令、休日勤務命令、特殊勤務命令、旅行命令、出張報告及び公務外出勤務命令に関する文書	学 長	部局の長又は附属学校長
教育職員 (部局の長及び附属学校運営部長を除く。)			教育職員 (部局の長及び附属学校運営部長を除く。)		
課長以上の事務職員(事務局長、学長室長及び監査室長を除く。)	学 長	直 属 の 上 司	課長以上の事務職員(事務局長、学長室長及び監査室長を除く。)	学 長	直 属 の 上 司
上記以外の職員	学 長	附属学校長又は主管課長	上記以外の職員	学 長	附属学校長又は主管課長
(13)～(17) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	(13)～(17) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕

〔省略〕

(財務・研究推進部関係)

事 項	名義者	専決者
(1)～(12) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
(13) 契約締結伺 (購買, <u>売払い</u> 等) に関する軽易な文書	事務局 長	経 理 課 長
(14) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
(15) 契約締結伺 (受託, 共同研究等受入れ) に関する特に軽易な文書	事務局 長	財 務 課 長
<u>(16) 寄附金の受入れに関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>財務・研究推進部 長</u>
<u>(17) 諸謝金 (謝金支給基準第4項を除く) に係る伺文書</u>	事務局 長	経 理 課 長
<u>(18) (独) 日本スポーツ振興センターの経理に関する文書</u>	学 長	経 理 課 長
<u>(19) 試験研究用アルコールの購入許可申請及びその使用済報告に関する文書</u>	学 長	経 理 課 長
<u>(20) 電話の加入申込, 移転及び名義変更に関する文書</u>	学 長	財務・研究推進部 長

〔省略〕

(財務・研究推進部関係)

事 項	名義者	専決者
(1)～(12) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
(13) 契約締結伺 (購買, <u>売り払い</u> 等) に関する軽易な文書	事務局 長	経 理 課 長
(14) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
(15) 契約締結伺 (受託, 共同研究等受入れ) に関する特に軽易な文書	事務局 長	財 務 課 長
<u>(16) 諸謝金 (謝金支給基準第4項を除く) に係る伺文書</u>	事務局 長	経 理 課 長
<u>(17) (独) 日本スポーツ振興センターの経理に関する文書</u>	学 長	経 理 課 長
<u>(18) 試験研究用アルコールの購入許可申請及びその使用済報告に関する文書</u>	学 長	経 理 課 長
<u>(19) 電話の加入申込, 移転及び名義変更に関する文書</u>	学 長	財務・研究推進部 長

<u>(21)</u> 法人の損害保険に関する文書	学	長	事 務 局 長	<u>(20)</u> 法人の損害保険に関する文書	学	長	事 務 局 長
<u>(22)</u> 不動産の取得, 用途廃止等の協議又は通知のうち軽易な文書	学	長	財 務 課 長	<u>(21)</u> 不動産の取得, 用途廃止等の協議又は通知のうち軽易な文書	学	長	財 務 課 長
<u>(23)</u> 不動産の貸付及び使用許可に関する文書	学	長	財 務 課 長	<u>(22)</u> 不動産の貸付及び使用許可に関する文書	学	長	財 務 課 長
<u>(24)</u> 境界確定協議に関する文書	学	長	財 務 課 長	<u>(23)</u> 境界確定協議に関する文書	学	長	財 務 課 長
(25) 仮設物の設置及び <u>取壊し</u> の承認に関する文書	学	長	財 務 課 長	<u>(24)</u> 登記簿謄本等の交付及び閲覧の申請に関する文書	学	長	財 務 課 長
(26)～(46) 〔省略〕	〔省略〕		〔省略〕	(26)～(46) 〔省略〕	〔省略〕		〔省略〕
〔省略〕				〔省略〕			
<u>附 則</u> <u>この規則は、令和3年9月8日から施行する。</u>							